

てゐる、會計報告は省略、

人事問題——先に日労働党よりの申込により榊橋會長を黨大會まで黨の中央執行委員並戰線統一委員とすることを認めしたが、その後合同問題に關し同盟執行委員會了解の下に辭任された。

今村中央委員を今後九州の運動關係上中央執行委員とす同盟本部書記は中山君に決定。關家中央執行委員は可兒君に變更した。以上承認

(ロ) 京濱労働協會成立の報告(承認)

(2) 議事

一、四無産政黨合同問題の件

イ、同盟執行委員會の執つた態度を承認すること。

ロ、新政黨に對する態度——は形勢の進展に見て適當を決定すること。

ハ、日労働黨中央執行委員に對して左の意見を提出すること。

『合同問題は緊急に擴大中央委員或ひは大會を開催し決定し、それまでは合同問題の執行を見合はせられたい』

二、左の諸件を一括して決定

場から出来る限り同盟の主張を反映すること。

三、政黨と組合との關係の件

本件については懸念の程度にて、今後は兩者を混合せず組合の運動を確立することに意見の交換あり。

聲名書

我が日本労働組合同盟は、その結成以來、日本労働黨を支持し、全無産政治戦線統一の爲めに終始一貫闘争を続け來つた。それ故に我々は、全無産階級政治戦線統一の端緒となる五黨合同に關しては、常に戦線統一の障礙をなし來れる宗派分裂主義をそれ自體の性質上十分に含む傾向ありとせられたる無産大衆黨に反對の態度を持し來つた。

しかしながら我々は、全階級政治戦線統一の端緒となるべき五黨合同に際し、我々の任務と役割の將來益々重要なことを感ずるが故に之に積極的に参加せねばならぬ。

かくて今日我々に課せられたる重要任務は、五黨合同をして我等の本來の目的たる全階級戦線の統一に發展せしめる事である。そのためには之が障礙となるべき宗派分裂主義排除の態度には何等の變更を見るべきものでない。こゝにわが日本労働組

二〇

1、宣傳週間は豫定の通り行ふこと。

ロ、同盟の運動方針大綱は原案を執行委員會に一任して決定ハ、本部移轉は執行委員會一任。

ニ、政治部長は會長兼任を廢し新に山名氏を推薦すること。

ホ、労働青年同盟と青年部の關係は、青年部を確立して組合の青年の活動を促進統制し、青年部の有志が青年同盟に入ること。

ヘ、輿謝野國際部長は解任し後任は執行委員會に一任。

▲第五回擴大中央委員會

十二月十七日午後四時より芝協調會館

一、五黨合同對策の件

本問題に關しては、望月、山本、高橋、益田、吉田、菊川、白鳥、村山、高梨、鈴木、鹽田、前田、山名の委員に附託原案を作製したが折衝到着せる九州聯合會代表との協議のため中央委員會を十八日に續行して左記聲明書の如く組合同盟の態度を五黨合同支持と決定した。

二、日労働黨中央委員會並に臨時大會對策の件

合同同盟關係の日労働黨中央委員會並に代議員は黨員としてより立

合同同盟は今回の五黨合同に参加するに當り我等の態度を聲明するものである。

十二月十八日

日本労働組合同盟

第五回擴大中央委員會

▲日本大衆黨の結黨

十二月二十日芝協調會館に於て七黨合同して日本大衆黨結黨

さる

△第六回中央委員會

十二月二十一日芝協調會館に於て

一、日本大衆黨に關する件

種々討議の結果「日本労働組合同盟は日本大衆黨を支持す」と決定。

一、政黨と組合の關係決定の件

各地方並に各組合の情勢を詳しく調査の上各機關の意見を徴して方針書を決定發表すること。

一、日本大衆黨役員の件

イ、組合同盟關係の日本大衆黨中央委員。

二一